

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度の概要

1 趣 旨

地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設ける。

2 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーが行う助言等の内容

アドバイザーが行う助言等の内容は以下のとおり。（すべての事項を義務付けるものではなく、具体的な内容は当事者間の調整による。）

- (1) 地域における被害防止対策の体制整備
- (2) 地域における被害防止計画の策定
- (3) 防護柵等の被害防止施設の整備
- (4) 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- (5) 地域における被害防止対策の担い手の育成
- (6) その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

3 登録制度の概要

(1) 登録手続

- ① 農村振興局長は、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、地方公共団体、公的試験研究機関及び大学その他これらに準ずる公的機関から、アドバイザーの候補者の推薦を受ける。
- ② 農村振興局長は、地方農政局等から推薦のあった者に対して、アドバイザーの登録を依頼する。
- ③ アドバイザーの登録を承諾する者は、承諾書にアドバイザー登録票及び活動レポートを添えて農村振興局長に提出する。
- ④ 農村振興局長は、上記③の承諾者をアドバイザーとして登録し、当該アドバイザーに対して、登録を通知する。
- ⑤ 登録期間は3年とする。ただし、アドバイザーとしての適性に欠けると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(2) 登録情報の公表

- ① 登録したアドバイザーに係る氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）、専門分野、対応可能地域等の情報は、登

録簿に記載し、農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、地方農政局農村振興部農村環境課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課で管理する。

- ② 登録簿に記載された情報（連絡先を除く。）は、本人の同意の上、農林水産省のホームページ等により公表する。

（３）利用手続

- ① アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、地方農政局農村振興部農村環境課又は内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課に照会する。
- ② 連絡先の提供を受けた利用者は、直接、アドバイザーに連絡をし、依頼する助言等の内容や経費負担について調整する。
- ③ 依頼者からアドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする。
- ④ 依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する。

（４）資格・権利

本制度は、専門家の情報を提供するものであって、登録によって、公的な資格や権利が付与されるものではない。

4 登録の状況

国立研究開発法人、大学、地方公共団体、民間企業、団体等の専門家 299 名を登録（令和 8 年 6 月時点）。